

外交・安全保障関係調査研究事業費補助金（総合事業）

審査基準

外交・安全保障関係調査研究事業費補助金審査・評価委員会委員は、以下の審査項目について、それぞれに付記した観点例も踏まえつつ書面審査を行うこととする。

書面審査項目

審査項目 1：テーマ選定・目標設定の適切性

日本外交及び補助目的を踏まえたテーマ選定の適切性について、以下の観点も踏まえて判断する。

【観点例】

- 日本外交の重要課題及び今後重要になることが予見される課題に取り組む事業となっているか。
- 従前の活動を継続するだけの事業になっていないか。新たなテーマに取り組むなど、団体の活動の幅を広げ、能力向上につながる事業内容となっているか。
- 自らの経験・強みを踏まえたテーマ設定を行うなど、独自性ある事業となっているか。
- 事業実施に当たっての問題意識、事業を通じて達成したい目標が明確になっているか。また、その問題意識、目標は適切なものであるか。
- 目標の設定に当たっては、定性的・定量的な指標を設定しているか。

審査項目 2：事業内容・実施方法の適切性

事業内容・事業実施方法の実現可能性や卓越性、総合事業に必要な補助対象事業が網羅されているかについて、以下の観点も踏まえて判断する。

【観点例】

（基礎的情報収集・調査研究）

- 情報源の多様化や研究体制の強化、現地調査の充実など、情報収集・調査分析を強化するための取組がなされているか。
- 継続的な基礎情報収集と蓄積作業（データベース作成など）、ホームページ上でのタイムリーな情報提供・発信など、情報収集・調査分析の成果を適時適切に共有・発信する工夫がなされているか。

（諸外国シンクタンク・有識者との相互理解増進）

- 諸外国有識者や政府関係者へのインタビューやこれらの者との意見交換、共同研究など、プロジェクト遂行に当たって諸外国の視点を取り入れているか。
- 日本の立場や見解を諸外国カウンターパートに深く理解させるための取組がなされているか。

(日本の主張の世界への発信と国際世論形成への参画)

●国際的に影響力あるカウンターパートとの協力、国際会議への出席や開催など様々な手段を効果的に組み合わせ、積極的な国際社会への発信を予定しているか。

●これらを通じて国際世論形成に参画するための取組がなされているか。

(国民の外交・安全保障問題に関する理解増進)

●プロジェクト成果を迅速かつわかりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開することが予定されているか。

●企業などに向けた情報提供サービス、幅広い国民の参加が見込まれる場所での発信など、国民の外交・安全保障に関する理解増進のための取組が予定されているか。

(外交政策立案への貢献)

●事業の成果が、外交政策企画立案上、現実的かつ効果的なものになることが期待できるか(期待されるプロジェクトの成果が政策上の要請から乖離した純学術的なものになっていないか。)

●外務省を始めとする政府関係者との意見交換や議論を行い、その結果を踏まえて成果を取りまとめるなど、外交政策決定プロセスを十分に踏まえた事業成果を確保するための事業実施方法の工夫が見られるか。

審査項目3：事業実施計画・体制の適切性

事業実施の計画及び体制が現実的かつ優れたものであるか、以下の観点も踏まえて判断する。

【観点例】

●事業を実施するに十分な人的体制が取られているか。円滑な事業遂行を可能とする能力の高い人材を配置しているか。

●専門性の高いテーマについては専門性を有する団体と共同でプロジェクトを遂行するなど、所期の計画どおりのプロジェクト成果を生み出すための工夫を行っているか。

●事業実施計画は十分に練られたものであるか、また、具体的かつ現実的であるか。

●経費積算が事業内容に対して妥当か。

●過去に類似のテーマに取り組んだ実績や経験があるか。

●若手の有望な研究者を組織にリクルートしている、これまで十分に取組みられていなかった分野・テーマ等に取り組んでいる、これまでになかった新たな視点やアプローチの政府への提示が期待されるなど、組織の今後の成長とそれによる日本外交への有益な貢献が見込まれる組織・体制か。